

プロジェクト TOUKAI(東海・倒壊)ー0

* 補助金の利用には契約前の申請が必要となります。

申し込み・問い合わせ先
藤枝市役所 建築住宅課
TEL 054-643-3481

無料の耐震診断と相談

診断については令和6年度で終了予定

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅は無料で耐震診断と相談が受けられます。

①市役所に電話

☎643-3481

建築住宅課で受付
相談士の依頼



②相談士訪問

1. 住宅の間取りや筋かいの位置や老朽度を確認し、耐震診断を行います。
2. 耐震診断の結果を報告し、補強計画などの相談に応じます。



※診断結果が1.0未満の木造住宅は下記の補助金を利用することができます。

木造住宅の耐震改修工事に関する補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された耐震診断結果が1.0未満の木造住宅を、補強工事後の住宅の評点を1.0以上かつ、補強工事前の住宅の評点から0.3以上上げる耐震補強工事費用について補助をします。また、在宅避難を促進するため、高い耐震性を確保した一定の条件を満たす場合、補助基本額に最大15万円を増額します。

○耐震補強工事に対する補助(補助率：補強計画費及び工事費の10分の10)

【一般世帯・借家】

上限100万円(最大115万円)

【中学生以下世帯※1】

上限120万円(最大135万円)

【高齢者等世帯※2】

上限120万円(最大135万円)

注意◆平成30年度までに補強計画策定事業費補助金を利用した方へ

左記の事業のご利用ができません。
別の補助制度がありますので建築住宅課までお問合せください。



在宅避難促進割増の条件(すべて該当するもの)

- (1) 補強前の評点が0.7未満であること
- (2) 補強後の評点が1.2以上であること
- (3) 家具の固定(寝室、居間等)を実施すること
- (4) 耐震補強のPR(①かつ②~④)を行うもの

①耐震補強工事のPR看板設置

②工事期間中に現場見学会を実施

③工事完成後に完成見学会を実施

④工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを

記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を提出

※1 中学生以下世帯とは・・・
中学生以下の子が居住する世帯

※2 高齢者等世帯とは・・・
①65歳以上の方だけの世帯
②身体障害程度等級が1級又は2級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居する世帯

ホームページはこちら↓



住宅耐震改修による税金の優遇制度

① 所得税

住宅耐震改修の標準的な費用の額(補助金除く)の10%(上限25万円)を所得税額控除

要件・自己が居住する住宅

- ・令和4年12月31日までに行われた耐震改修工事(評点1.0以上)

② 固定資産税

固定資産税額を2分の1(対象面積120㎡まで)

要件・昭和57年1月1日以前の住宅

- ・令和5年3月31日までに行われた耐震改修工事(評点1.0以上)
- ・耐震改修費用が50万円以上

その他の木造住宅耐震補助制度

○耐震シェルター・防災ベッドの設置に対する補助

昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断結果が1.0未満の木造住宅の1階に耐震シェルター・防災ベッドを設置する費用に対して補助をします。

【耐震シェルター】 上限35万円

【防災ベッド】 上限25万円



木造住宅の建替に関する補助制度

○木造住宅の除却及び建設費用に対する補助

昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断結果が1.0未満の居住している木造住宅を除却し、その敷地に継続して居住するための住宅を建設※する場合に、費用の一部を補助します。補助率は23%です。

【一般世帯】 上限40万円（除却のみ：上限30万円）

【中学生以下の子が居住する世帯・三世帯同居世帯】 上限80万円（除却のみ：上限30万円）

※土砂災害特別警戒区域以外の省エネ基準を満たした新築住宅に限ります。
（除却のみは除く）

木造住宅以外の建物の耐震診断補助制度

○耐震診断に対する補助【上限50万円】

昭和56年5月31日以前に建築された建物の耐震診断を実施するために支払う経費に対して補助をします。補助率は3分の2です。

※延べ面積により補助額が変わりますので、ご相談ください。

住宅瓦屋根の耐風対策に関する補助制度

瓦屋根の強風対策を強化するため瓦の緊結基準の見直しがあり、令和3年12月31日以前の基準で建てられた瓦屋根を有する住宅について支援制度を新設しました。

① 瓦屋根の耐風診断費用に対する補助 【上限2.1万円】

かわらぶき技能士等の専門家による瓦屋根の耐風診断に要する費用の3分の2以内の額を補助します。

② 瓦屋根の耐風改修費用に対する補助 【上限55.2万円】

診断結果で基準に適合しない瓦屋根から耐風性能を有する屋根へのふき替えに要する費用の一部を補助します。

補助率は23%です。（改修後、屋根全体が新基準に適合するものに限る）

プロジェクト TOUKAI(東海・倒壊)ー0

申し込み・問い合わせ先
藤枝市役所 建築住宅課
TEL 054-643-3481

* 補助金の利用には契約前の申請が必要となります。

ブロック塀等の無料の専門家診断

ホームページはこちら↓



道路に面する原則4段以上のブロック塀等について、
専門家が無料で安全点検と相談に応じます。
市役所へ電話でお申し込みが可能です。

ブロック塀等撤去・改善工事に関する補助制度

① ブロック塀等の撤去費用に対する補助 【上限10万円】

通学路及び緊急輸送路等に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に
要する費用の10分の10(その他の道路に面する場合は3分の2)以内の額
を補助します。

② ブロック塀等の改善費用に対する補助 【上限25万円】

通学路、緊急輸送道路、避難路、避難地に面するブロック塀等を安全なフェンス等
に改善する費用の3分の2以内の額を補助します。

土砂災害警戒区域内住宅移転事業に関する補助制度

○住宅を除却し移転及び建設費用に対する補助

土砂災害のおそれのある区域(土砂災害警戒区域等)に建てられた住宅を除却し、
市内に移転及び居住するための住宅を建設する場合に、費用の一部を補助します。

補助の内容	補助率	補助額
①住宅除去の費用	23%	上限30万円
②新たに居住する住宅の建設、 購入(これに必要な土地の取得 含む)及び改修の費用	2分の1	同一地区移転※ 上限70万円 その他の地区移転 上限50万円
③引越し費用 (市内の新耐震基準の住宅でも可能)	2分の1	上限50万円

※同一地区移転：移転前と同じ中学校区内への移転